

優秀修士論文概要

五胡十六国・東晋―南北朝時代に
おける仏教と国家

森田 大智

本稿の目的は、五胡十六国・東晋―南北朝時代において、弘法を担っていた仏僧の存在形態を闡明することにある。とくに、戒律や法律に違反する仏僧の姿に着目する。

仏僧は、いつの時代も必ずしも理想的な修行者であったわけではなく、模範的な遵法者であったわけでもない。たとえば、現在の日本でも戒律を厳格に守っている仏僧は少なく、必要に応じて妻帯・蓄財・飲酒などを行っている。このように破戒とも思える行動をする仏僧は中国にも少なからず存在した。また、仏教はインド生まれの信仰であり、高度な生活様式である。そのため、中国に伝来すると、中国古来の風習・道徳・文化などと対峙することになった。本稿でとくに注目するのが、中国古来の法制度との対峙である。それは法制度が様々な階級の人々の行動を直接的に規定するものであるためである。実際に法律を犯す仏僧は少なからず存在した。このような、戒律違反・法律違反の仏僧の状況を把握することは、当時の仏教の総体的な理解につながる。なお、戒律違反の仏僧と法律違反の仏僧の両方を検討対象とするのは、両者がときに一緒に扱われるためである。たとえば、仏教反乱を主導した仏僧が聖者を騙った場合、その仏僧は大妄語戒に違反しており、当然謀叛自体も罪に問われる。

戒律違反の仏僧にかなする先行研究は、比較的豊富であり、内容も多岐

にわたる。しかし、そこで挙げられる仏僧の事例の多くを『梁高僧伝』や『統高僧伝』によっている点は問題である。これらの僧伝は「高僧」の行状を顕彰する役割があり、高僧の事例を当時の一般の仏僧に敷衍することはできないためである。また、法律違反の仏僧にかなする研究はそもそも総数が少ない。これは魏晋南北朝時代の律令の多くが散佚し、そもそもこの時代にどのような法律が施行されていたのかほとんどわからないためである。

そこで本稿では、僧伝に加え、正史に断片的に残る名もなき仏僧の事績や、志怪と呼ばれる史料を用いて、戒律違反・法律違反の仏僧の姿の復元を試みる。また、近年、秦漢時代の法制史料の出土が増加し、研究が進められている。その結果、漢唐間の法制の継受の流れと間の時代の法制の内容が大まかにわかるようになった。本稿では、秦漢法制史研究の豊富な成果を用い、五胡十六国・東晋―南北朝時代の法律を復元しつつ、法律違反の仏僧の姿を明らかにすることを試みる。以上を踏まえ、本稿では以下の通りに論を進めた。

第一章では、五胡十六国・東晋―南北朝初期における仏僧・戒律・大乘思想の関係から、殺生にかかわる戒律を破る仏僧について論じた。一般的に仏教では殺生の禁断が重要視される。五胡十六国・東晋―南北朝初期の漢訳仏典には、殺生の禁断の他にも武器の所持や軍中での長期間の宿泊を禁止するなど、殺生にかかわる行為に広く注意が払われ、禁止する規定が存在した。これは、中国撰述經典にも継受され、殺生の禁断はもちろん、武器の所持や占いを禁止する規定がみえる。しかし、このころ伝わった『大般涅槃經』に代表される大乘思想は、殺生やそれにかかわる行為を条件付きで許容していた。すなわち、この時代には、殺生を禁じる戒律と殺生を許容する大乘思想が併存していたことを指摘した。このような時代状況の中、仏僧は様々な形で軍事行為にかかわっていた。当時の仏僧は、仏像を

武器の材料として提供する、武器を貯蔵する、戦争の吉凶を占う、軍中に帯同するなどを行っていたことを示し、これらはすべて戒律違反であると指摘した。また、緊急時には武器を取って軍隊の一員となることすらあった。仏僧の行動は、当該時代の思想状況を顕著に示しており、そのために仏僧はしばしば戦場にあらわれ、軍事行為に参与していたのである。これは、南北双方でみられる傾向である。本章では、戒律・大乘思想・実際の仏僧の行為の乖離あるいは類似点を明らかにした。では、仏僧は実社会の中でどのように受け止められたか。次章以降ではこの問題について検討した。

第二章では、仏僧が自由に民間を移動していたことに着目し、その特性がどのように利用され、どのように規制されていたのかを論じた。仏僧の移動での優位性の利用は、複雑な政治状況にあった五胡十六国時代の河西地域の小国である西涼でまずみられた。西涼では、東晋に使者を送る際、ひそかに第三国を通過しなければならず、その任務に最適であるとして仏僧が使者に任命されたと指摘した。周辺諸国の仏教信仰の高まり、仏僧が帯同することが多かった商人の珍重などの状況も、仏僧の遣使を後押ししたと考えられる。仏僧の移動の際の優位性は、南北朝諸国にも内密な使者やスパイとして利用され、さらには罪人や逃亡者、そして女性や子供など多種多様な人々によって非合法的に利用されたことを指摘した。そのため、北朝では、仏僧の移動に統制をかける動きが加速し、仏僧に対する規定や仏僧に対する一元的な科罰制度の制定が行われた。しかし、実際にはかかる制度は現地・現場の裁量で無視されることがあり、結果的には南北朝末期にいたるまで仏僧の移動に際する優位性は保持されたままであったことを明らかにした。本章では、罪人や逃亡者など、法に抵触した人々と仏僧の関係について触れた。では、実際に法制度と仏僧はどのような関係にあったのか。次章以降では、この問題について検討した。

第三章では、東晋・南朝の法制度と仏僧・仏寺との関係を罪人隠匿という事例に着目して論じた。本章では、現存しない東晋・南朝の法制度を以下の二段階の方法を用いて復元を試みた。まず、秦漢から唐にかけての法の変遷を明らかにし、魏晋の罪人隠匿にかんする法の大まかな復元を行った。次に、東晋・南朝の罪人隠匿にかんする事例を分析し、秦漢魏晋の法から何が継受されたのかを明らかにすることで、東晋・南朝の罪人隠匿にかんする法の大まかな復元を試みた。その結果、東晋・南朝において、罪人隠匿は監督責任のある人々（伍人など）に連坐が適用される重罪であったことを明らかにした。にもかかわらず、仏寺で罪人や逃亡者の隠匿はしばしば行われ、ときには仏僧の側から積極的に隠匿や逃亡に手を貸していたことを指摘した。

第四章では、東晋・南朝で編纂された仏教応驗譚にえがかれた法社会の中で、とくに牢獄に着目し、仏僧が牢獄とどのような関係にあったのかを論じた。本章では、まず、東晋・南朝期の牢獄の形態について復元を試みた。その結果、東晋・南朝の牢獄は、秦漢期の牢獄と同様に檻と外壁によって外界から隔絶された空間であり、基本的には親族の面会が許されず、所持金で処遇が決まるような過酷な場所であることを示した。それに加え、拘束具の装着が囚人の負担となっており、複数つけられる事例も一般的であったことを指摘した。しかし、家族による差し入れは許容されており、モノを媒介として牢獄にアクセスすることは可能であった。そして、囚人やその周囲の人々も、唯々諸々と投獄を受け入れるわけではなく、再審請求を行う、知己の仏僧に面会させるなどしていた。さらに、彼らが差し入れに刀を混入させて脱獄を手助けするなど、合法・非合法を問わず様々な手段で拘禁に抗っていた様子を明らかにした。では、仏僧は牢獄とどのようににかかわっていたのか。仏教応驗譚にえがかれた仏僧の姿は二種類に分けられる。ひとつは法を犯して収監される、法制度に隷属する仏僧の姿で

ある。もうひとつは囚人に面会し、牢獄という異質な空間と囚人とその周囲の人々を接続する仏僧の姿である。仏僧は俗法に従属する一方で、囚人側の抵抗に手を貸すこともあったことを究明した。

その結果みえてきたのは、たんに仏道を求める修行者というイメージでは語り尽くせないほどの、仏僧の多様性である。仏僧は、戒律を守らずに国家の軍事行為に協力することはしばしばであり、俗世の法制度にも隷属する姿もみえた。その点で仏僧は、国家にとって極めて従順な存在であり、国家がスパイや使者として利用することもあった。一方で、仏僧は罪人・逃亡者・囚人などとも密接な関係を持ち、ときには彼らの援助のために逃亡・隠匿の帮助など違法行為を行っていた。北朝では、仏僧に対して統制が強まったが、あまり効果はなかったと思う。その結果、南北朝末期にいたるまで、上述のような仏僧の特性は保持されたのである。

五胡十六国・東晋～南北朝時代は、仏教儀礼や儀式が定型化され、思想面でも隋唐仏教につながる思想が次々と生まれ、寺社・僧尼・仏教徒が拡大した時代である。また、仏教制度史の成果に従えば、五胡十六国・東晋～南北朝時代は、徐々に仏教に対する統制が強まり、そのための制度が整えられた時代でもある。ただし、仏教の拡大やそれに伴う統制強化の背景には、仏僧と庶民・罪人・逃亡者・囚人あるいは女性や子供などの間に合法あるいは非合法的な互恵的關係が構築されていたことにも留意する必要がある。これらの仏僧は、多くの場合「名僧」や「高僧」のような模範的な修行者ではなく、また模範的な遵法者でもなかったが、市井の人々は彼らを頼り、利用した。このような仏僧の存在が、仏教勢力の拡大に役買っていたのである。